真庭市●●●●

＜年度協定書＞

目　　　　　次

第１条　（年度協定の目的） 1

第２条　（■■●●年度の業務内容） 1

第３条　（■■●●年度の指定管理料）・（■■●●年度の施設納付金） 1

第４条　（疑義等の決定） 1

●●●●の管理に関する年度協定書

真庭市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、●●●●（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した●●●●の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）←赤字施設の場合

第１条　年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の目的）←黒字施設の場合

第１条　年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施による施設納付金を定めることを目的とするものである。

（■■●●年度の業務内容）

第２条　甲及び乙は、■■●●年度の業務内容は、●●●●業務仕様書に定めるとおりであることを確認する。

（■■●●年度の指定管理料）←赤字施設の場合

第３条　甲は、本業務の実施の対価として、（毎月末）、金●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。（↑基本協定書に合わせて、適宜直して下さい）

（平成●●年度の施設納付金）←黒字施設の場合

第３条　乙は、甲に対して本業務の実施による施設納付金として、（納付期限までに）、金●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を納付するものとする。（↑協議の上、適宜直して下さい）

（疑義等の決定）

第４条　年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

■■●●年４月１日

甲

所在地　岡山県真庭市久世２９２７－２

名　称　真庭市

代表者　真庭市長　○○　○○　　印

乙（指定管理者）

所在地　●●

名　称　●●

代表者　●● 印

※指定管理者へ確認事項

年度協定を取り交わす際には、条例の料金表を添付し、年度期間中に使用料の変更があるかヒアリングを行い、変更を予定している場合には、協議書の提出を求める。

また、協議については、対象者限定とする減免でなく、季節によりパック料金やクーポン等の割引を行う場合等についても明細にて使用料が分かるようにして協議書の提出を求めること。